

③協議会（地方自治法第252条の2の規定に基づくもの）

（平成17年9月1日現在）

名 称	設置年月日	構 成 団 体	事務の内容	事 務 所 所 在 地
近畿宝くじ事務協議会	S30.4.1	京都府、京都市、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市、滋賀県、奈良県、和歌山県	当せん金附証票の発売に関する事務の共同管理及び執行	会長の属する地方公共団体の事務所内
住之江競艇施行者協議会	S46.3.1	大阪府都市競艇組合、箕面市	データシステムの管理運営	大阪市住之江区泉一丁目1番71号（住之江競艇場内）
北河内夜間救急センター協議会	S55.7.1	守口市、門真市、寝屋川市、枚方市、大東市、交野市、四條畷市	平日夜間における救急医療事務の共同処理	寝屋川市本町1番1号（寝屋川市役所内）
泉北地域広域行政推進協議会	S55.3.31	堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町	圏域行政推進を図るための圏計画に関する連絡調整	会長（市町長）の統轄する当該市町の事務所内
泉南地域広域行政推進協議会	S55.10.18	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町	同	同 上
南河内地域広域行政推進協議会	S55.3.31	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	同	会長（市町村長）の統轄する当該市町村の事務所内
中河内地域広域行政推進協議会	S55.3.31	八尾市、柏原市、東大阪市	同	東大阪市荒本北50番地の4（東大阪市役所内）
北河内地域広域行政推進協議会	S56.1.30	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市	同	会長（市長）の統轄する当該市の事務所内
北河内二次救急医療協議会	H12.4.1	守口市、門真市、寝屋川市、枚方市、大東市、交野市、四條畷市	二次救急医療に関する事務の共同管理及び執行	寝屋川市本町1番1号（寝屋川市役所内）

④事務委託（市町村相互間）（地方自治法第252条の14の規定に基づくもの）

（平成17年10月1日現在）

区 分	事務の種類	委 託 団 体	受 託 団 体	備 考
数都道府県にわたるもの	保育の実施	四條畷市	生駒市（奈良県）	
	下水処理事務	八幡市（京都府）	枚方市	
	児童・生徒の就学事務	京都市（京都府）	高槻市	
	公の施設の管理事務	門真市	香美町（兵庫県）	
	ボートピア姫路の場外発売事務	大阪府都市競艇組合・箕面市・姫路市（兵庫県）	伊丹市	
都道府県内のもの	休日診療事務	泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町	泉佐野市	
		太子町・河南町・千早赤阪村	富田林市	
		忠岡町	泉大津市	
	保育の実施	貝塚市・熊取町	熊取町・貝塚市	相互委託
		貝塚市	岸和田市	
	上水道施設の管理運営	泉佐野市	貝塚市	
		富田林市	河内長野市	
	下水道の処理事務	豊能町	池田市	
		東大阪市	大阪市	
	ごみ処理事務	和泉市	堺市	
		貝塚市	岸和田市	
		貝塚市・熊取町	熊取町・貝塚市	相互委託
	し尿処理事務	貝塚市	岸和田市	
		泉佐野市	貝塚市	
	児童・生徒の就学事務	堺市・大阪狭山市	大阪狭山市・堺市	相互委託
貝塚市・熊取町		熊取町・貝塚市	々	
貝塚市		岸和田市		
堺市・和泉市		和泉市・堺市	相互委託	
泉大津市・和泉市		和泉市・泉大津市	々	
泉大津市		高石市		
消防事務	泉佐野市	貝塚市		
	田尻町	泉佐野市		
	泉南市	泉佐野市		
葬儀事務	太子町	富田林市		
	千早赤阪村	富田林市		
	貝塚市	岸和田市		
		泉佐野市	貝塚市	

⑤機関の共同設置（市町村相互間）（地方自治法第252条の7の規定に基づくもの）

（平成17年10月1日現在）

機 関 の 名 称	事 務 の 種 類	設 置 団 体
池田市豊能町能勢町介護認定審査会	介護保険法に規定する審査判定業務	池田市、豊能町、能勢町
泉佐野市田尻町介護認定審査会	介護保険法に規定する審査判定業務	泉佐野市、田尻町
阪南市泉南市岬町介護認定審査会	介護保険法に規定する審査判定業務	阪南市、泉南市、岬町
河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会	介護保険法に規定する審査判定業務	河南町、太子町、千早赤阪村